



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年2月3日金曜日 第1731号

◇ 目 次 ◇ 告 示

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	65
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	65
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	65
保安林の指定の解除.....	66
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	66
道路の区域変更（県道興居島循環線）.....	67
道路の供用開始（"）.....	67
道路の区域変更（県道立石内子線）.....	67
道路の供用開始（"）.....	67
道路の区域変更（県道池田中山線）.....	68
道路の供用開始（"）.....	68
道路の区域変更（県道内子双海線）.....	68
道路の区域変更（県道内子双海線）.....	68
道路の供用開始（"）.....	69
道路の区域変更（県道宿毛津島線外）.....	69
道路の供用開始（"）.....	69
道路の区域変更（一般国道441号）.....	69
開発行為に関する工事の完了.....	70
都市計画事業の認可.....	70

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）.....	70
--------------------------------	----

選挙管理委員会告示

愛媛県議会議員今治市・越智郡選挙区補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（2件）.....	71
---	----

雑 報

危険物取扱者試験の実施に関する公示.....	76
消防設備士試験の実施に関する公示.....	76

告 示

○愛媛県告示第127号

東温市上村土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・船川地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・船川地区）計画書の写し
 - (2) 東温市上村土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成18年2月6日から3月3日まで
- 3 縦覧場所
東温市役所

○愛媛県告示第128号

西条市から協議のあった市営土地改良事業（市単独土地改良事業（農道）・古川乙地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業（市単独土地改良事業（農道）・古川乙地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成18年2月6日から3月3日まで
- 3 縦覧場所
西条市役所

○愛媛県告示第129号

西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・明石地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・明石地区）計画書の写し
 - (2) 西予市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成18年2月6日から3月3日まで
- 3 縦覧場所
西予市役所

○愛媛県告示第130号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・徳好地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・徳好地区）計画書の写し
 - (2) 久万高原町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に

関する条例の写し

2 縦覧期間

平成18年2月6日から3月3日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場

○愛媛県告示第131号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・高山地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・高山地区）計画書の写し
- (2) 久万高原町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成18年2月6日から3月3日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場

○愛媛県告示第132号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除に係る保安林の所在場所

四国中央市川滝町下山字平木丙576の8から丙576の11まで、丙576の13、字船砂古丙581の7

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○愛媛県告示第133号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

波方港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

越智郡陸地部土地開発公社

今治市波方町樋口甲250番地

代表者 代表清算人 片上 修二郎

今治市波方町樋口甲222番地

2 埋立区域

(1) 位置

ア 第1工区

今治市波方町波方乙481番50から同市波方町波方甲1571番1に至る間の地先公有水面

イ 第2工区

今治市波方町波方乙482番2から同市波方町波方乙481番50に至る間の地先公有水面

(2) 区域

ア 第1工区

次の1の地点から7の地点までを順次結んだ線及び7の地点と1の地点を結ぶ平成11年の春分の満潮位（D.L.+4.38メートル）における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

基点（今治市波方町波方字石持乙482番地の1国土地理院「長泉寺」四等三角点）は、北緯34度07分10.0472秒、東経132度57分29.8545秒の地点

1の地点は、基点から84度29分52秒190.60メートルの地点

2の地点は、1の地点から346度32分17秒8.83メートルの地点

3の地点は、2の地点から31度32分17秒184.63メートルの地点

4の地点は、3の地点から121度32分17秒256.68メートルの地点

5の地点は、4の地点から185度36分29秒70.80メートルの地点

6の地点は、5の地点から95度36分29秒5.30メートルの地点

7の地点は、6の地点から185度36分29秒51.68メートルの地点

イ 第2工区

次の8の地点から12の地点までを順次結んだ線及び12の地点と8の地点を結ぶ平成11年の春分の満潮位（D.L.+4.38メートル）における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

基点（今治市波方町波方字石持乙482番地の1国土地理院「長泉寺」四等三角点）は、北緯34度07分10.0472秒、東経132度57分29.8545秒の地点

8の地点は、基点から30度33分19秒166.02メートルの地点

9の地点は、8の地点から121度32分17秒134.70メートルの地点

10の地点は、9の地点から166度32分17秒7.07メートルの地点

11の地点は、10の地点から211度32分17秒37.66メートルの地点

12の地点は、11の地点から256度32分17秒5.55メートルの地点

(3) 面積

第1工区 47,981.11平方メートル

第2工区 4,653.23平方メートル
 合計 52,634.34平方メートル
 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成12年3月6日 愛媛県指令港第10号
 4 しゅん功認可年月日
 平成18年2月3日

○愛媛県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	興居島循環線	松山市由良町乙282番9から 同市泊町1381番2まで	旧	メートル 4.0~10.5	キロメートル 0.128	
			新	6.8~37.8	0.128	

○愛媛県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	興居島循環線	松山市由良町乙282番9から 同市泊町1381番2まで	平成18年2月3日

○愛媛県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	立石内子線	喜多郡内子町村前1799番2から 同町村前1629番5まで	旧	メートル 3.1~20.4	キロメートル 0.147	
			新	5.2~46.1	0.148	
"	"	喜多郡内子町村前1629番5から 同町村前1633番地先まで	旧	3.1~11.0	0.183	
			新	11.1~27.0	0.181	

○愛媛県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	立石内子線	喜多郡内子町村前1799番2から 同町村前1629番5まで	平成18年2月3日

"	"	喜多郡内子町村前1629番5から 同町村前1633番地先まで	"
---	---	-----------------------------------	---

○愛媛県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南4180番地先から 同町大瀬南4198番地先まで	旧	メートル 3.0～4.0	キロメートル 0.067	
			新	5.0～18.5	0.067	

○愛媛県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南4180番地先から 同町大瀬南4198番地先まで	平成18年2月3日

○愛媛県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子双海線	喜多郡内子町河内820番から 同町河内829番まで	旧	メートル 4.8～12.4	キロメートル 0.190	
			新	13.2～35.3	0.190	

○愛媛県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子双海線	喜多郡内子町論田1079番地先から 同町論田1012番3まで	旧	メートル 5.4～13.4	キロメートル 0.360	
			新	11.1～67.0	0.360	

○愛媛県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	内子双海線	喜多郡内子町論田1079番地先から 同町論田1012番3まで	平成18年2月3日

○愛媛県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	宿毛津島線	宇和島市津島町御内25番地先から 同町御内68番2まで	旧	メートル 26.0~28.4	キロメートル 0.018	
			新	28.2~28.8	0.018	
"	宇和島城辺線	宇和島市津島町増穂丁547番4地先	旧	5.4~5.6	0.017	
			新	5.6~18.8	0.017	
"	御内下畑地線	宇和島市津島町下畑地字中川己100番4から 同字己100番5まで	旧	4.2~5.4	0.031	
			新	6.8~8.2	0.031	

○愛媛県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宿毛津島線	宇和島市津島町御内25番地先から 同町御内68番2まで	平成18年2月3日
"	宇和島城辺線	宇和島市津島町増穂丁547番4地先	"
"	御内下畑地線	宇和島市津島町下畑地字中川己100番4から 同字己100番5まで	"

○愛媛県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	441号	北宇和郡鬼北町清延850番1地先から 同町近永326番地先まで	旧	メートル 7.4~28.8	キロメートル 0.259	
			新	9.0~28.8	0.261	

○愛媛県告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
17松局建（開）第65号 平成18年1月23日	伊予郡砥部町麻生29番2	松山市衣山三丁目5番18号 大森秀樹
17松局建（開）第66号 平成18年1月24日	伊予郡砥部町三角125番2、125番4及び126番1	伊予郡砥部町三角181番地 土居英昭
17松局建（開）第67号 平成18年1月24日	伊予市宮下字西沖1045番1	伊予郡砥部町五本松322番地 有限会社マドカ 代表取締役 平岡洋子

○愛媛県告示第147号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画道路事業3・4・17中村桑原線（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

1 事業施行期間

平成12年11月14日から
平成20年3月31日まで

2 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年1月23日	特定非営利活動法人 愛媛自然環境研究所	石川和男	愛媛県松山市桑原三丁目3番32号	この法人は不特定多数の個人及び団体に対して、環境教育、環境調査・研究及び環境保全に関する事業を行い、現代社会に生きる人々、特に人類の将来を担う子どもたちとの対話を通して、豊かな感性と科学的に思考・行動ができる人の養成を図り、もって人と自然の共生できる環境配慮型社会の構築に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年2月3日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年1月23日	NPO法人 結の会	稲 田 司	愛媛県宇和島市三間町増田20番地	この法人は、障害者の自立と社会参加をすすめるため、障害者の働く機会の提供と障害者が地域で生活する環境づくりなどを図りながら、障害者と健全者が共生できる社会の推進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第7号

平成17年2月20日執行の愛媛県議会議員今治市・越智郡選挙区補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成18年2月3日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成17年2月20日執行
愛媛県議会議員今治市・越智郡選挙区補欠選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
今治市・越智郡選挙区 5,727,900円
- 報告書の要旨

候補者氏名	大 沢 五 夫	所属党派	無 所 属	期 間 平成17年1月14日から 平成17年3月7日まで	第 1 回 分
出納責任者氏名	栗 林 省 吾				

収 入

その他の寄附 12件 120,000円
その他の収入 3,000,000
今 回 計 3,120,000
総 計 3,120,000

支 出

人件費 419,000円
家屋費 254,075
選挙事務所費 254,075
通信費 33,278
交通費 9,170
印刷費 1,174,000
広告費 300,000
文具費 945
食糧費 28,350
休泊費 103,950

今 回 計 2,322,768
総 計 2,322,768

報告書受理年月日	平成17年3月7日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	越 智 啓 治	所属党派	日 本 共 産 党	期 間 平成17年1月29日から 平成17年2月19日まで	第 1 回 分
出納責任者氏名	大 沢 守				

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)

支 出

家屋費 18,000円
選挙事務所費 18,000

日本共産党東予地区委員会	500,000円	印刷費	588,315
日本共産党愛媛県委員会	45,000	広告費	131,600
		文具費	6,522
		食糧費	83,369
		雑費	5,404
今回計	545,000	今回計	833,210
総計	545,000	総計	833,210

報告書受理年月日

平成17年3月7日

第1回報告分

候補者氏名	楠橋康弘	所属党派	無所属	期間 平成17年1月31日から 平成17年2月28日まで	第1回分
出納責任者氏名	岡田清繁				

収 入				支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	875,000円
楠橋 浄	旅館業	100,000円		家屋費	128,980
				選挙事務所費	128,980
				通信費	24,094
				交通費	95,650
				印刷費	1,244,416
				広告費	761,407
				文具費	3,191
				食糧費	175,420
				休泊費	123,050
				雑費	7,035
その他の寄附	20件	200,000		今回計	3,438,243
その他の収入		3,300,000		総計	3,438,243
今回計		3,600,000			
総計		3,600,000			

報告書受理年月日

平成17年3月7日

第1回報告分

候補者氏名	豊島美知	所属党派	民主党	期間 平成17年1月8日から 平成17年2月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	森川佐由利				

収 入				支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	585,000円
民主党		300,000円		家屋費	50,000
民主党愛媛県第2区総支部		50,000		選挙事務所費	50,000
壺内宏俊	会社員	30,000		通信費	2,202
壺内祐美	会社員	30,000		交通費	86,557
森川義夫	無職	30,000		印刷費	1,269,883
				広告費	357,363
				文具費	39,765

			食糧費	53,893
			休泊費	5,000
			雑費	73,510
その他の寄附	1件	10,000		
その他の収入		2,300,000		
今回計		2,750,000	今回計	2,523,173
総計		2,750,000	総計	2,523,173

報告書受理年月日	平成17年3月7日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	日浅昭広	所属党派	無所属	期間	第1回分
出納責任者氏名	日浅昭広				

収入			支出		
今回計		0円	今回計		0円
総計		0	総計		0

報告書受理年月日	平成17年3月7日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	真鍋てるみ	所属党派	無所属	期間	平成16年12月17日から 平成17年2月28日まで	第1回分
出納責任者氏名	真鍋正義					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		50,000円
川原清孝	農業	50,000円	家屋費		154,037
徳丸延子	主婦	50,000	選挙事務所費		154,037
高石マユミ	主婦	20,000	通信費		79,601
堀江藤枝	主婦	20,000	交通費		26,380
森本安恵	主婦	50,000	印刷費		923,590
稲葉峯雄	教員	20,000	広告費		919,485
			文具費		36,969
			食糧費		47,024
			休泊費		16,500
			雑費		38,276
その他の寄附	37件	308,000			
その他の収入		1,500,000			
今回計		2,018,000	今回計		2,291,862
総計		2,018,000	総計		2,291,862

報告書受理年月日	平成17年3月7日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	渡部正三	所属党派	無所属	期 間 平成16年12月13日から 平成17年2月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	渡部正三				

収入

支出

人件費	32,000円
広告費	206,220
文具費	3,759
雑費	1,500

その他の収入	300,000円
今回計	300,000
総計	300,000

今回計	243,479
総計	243,479

報告書受理年月日	平成17年2月24日	第1回報告分
----------	------------	--------

○愛媛県選挙管理委員会告示第8号

平成17年2月20日執行の愛媛県議会議員今治市・越智郡選挙区補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成18年2月3日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤山 薫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成17年2月20日執行
愛媛県議会議員今治市・越智郡選挙区補欠選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
今治市・越智郡選挙区 5,727,900円
- 報告書の要旨

候補者氏名	大沢五夫	所属党派	無所属	期 間 平成17年3月28日から 平成17年3月28日まで	第2回分
出納責任者氏名	栗林省吾				

収入

支出

通信費	139,666円
今回計	139,666
前回計	2,322,768
総計	2,462,434

今回計	0円
前回計	3,120,000
総計	3,120,000

報告書受理年月日	平成17年4月4日	第2回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	越智啓治	所属党派	日本共産党	期 間 平成17年3月14日から 平成17年3月14日まで	第2回分
出納責任者氏名	大沢守				

収入

支出

通信費	19,446円
今回計	19,446

今回計	0円
-----	----

今回計	19,446
-----	--------

前 回 計	545,000	前 回 計	833,210
総 計	545,000	総 計	852,656

報告書受理年月日 平成 17 年 3 月 14 日 第 2 回 報 告 分

候補者氏名	楠 橋 康 弘	所属党派	無 所 属	期 間 平成17年3月17日から 平成17年3月17日まで 第2回分
出納責任者氏名	岡 田 清 繁			

収 入

今 回 計	0円
前 回 計	3,600,000
総 計	3,600,000

支 出

通信費	83,940円
今 回 計	83,940
前 回 計	3,438,243
総 計	3,522,183

報告書受理年月日 平成 17 年 3 月 18 日 第 2 回 報 告 分

候補者氏名	豊 島 美 知	所属党派	民 主 党	期 間 平成17年3月16日から 平成17年3月16日まで 第2回分
出納責任者氏名	森 川 佐 由 利			

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
民主党愛媛県総支部連合会		500,000円

今 回 計	500,000
前 回 計	2,750,000
総 計	3,250,000

支 出

今 回 計	0円
前 回 計	2,523,173
総 計	2,523,173

報告書受理年月日 平成 17 年 3 月 23 日 第 2 回 報 告 分

候補者氏名	真 鍋 てるみ	所属党派	無 所 属	期 間 平成17年3月15日から 平成17年3月15日まで 第2回分
出納責任者氏名	真 鍋 正 義			

収 入

今 回 計	0円
前 回 計	2,018,000
総 計	2,018,000

支 出

通信費	39,207円
雑 費	6,503
今 回 計	45,710
前 回 計	2,291,862
総 計	2,337,572

報告書受理年月日 平成 17 年 3 月 16 日 第 2 回 報 告 分

雑 報

○公 告

危険物取扱者試験の実施に関する公示について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。

平成18年2月3日

財団法人 消防試験研究センター
理事長 白 谷 祐 二

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日	受 付 期 間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
前 期	平成18年 6月11日(日) 開始時間 10時	4月10日(月)から 4月19日(水)まで 必 着	(財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0003 松山市三番町4-10-1	郵送又は持参
後 期	平成18年 10月29日(日) 開始時間 10時	8月28日(月)から 9月11日(月)まで 必 着	愛媛県三番町ビル1階 電話 089 932 8808 受付時間 8:30~17:00	

2 試験の種類別試験会場及び所在地

試験の種類	試 験 会 場	所 在 地	摘 要
甲種・乙種第1類 ～第6類・丙種 危険物取扱者試験	新居浜工業高等学校 松山工業高等学校 八幡浜工業高等学校	新居浜市北新町8-1 松山市真砂町1 八幡浜市古町2-3-1	試験会場については、 人数等の関係により、他 の場所に変更することが あります。
乙種第4類（科目 免除なし）・丙種 危険物取扱者試験	東予高等学校 今治工業高等学校 吉田高等学校	西条市周布650 今治市河南町1-1-36 宇和島市吉田町北小路甲10	

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (1) (財)消防試験研究センター 愛媛県支部
- (2) 愛媛県県民環境部管理局消防防災安全課
- (3) 愛媛県各地方局県民生活課
- (4) 松山市消防局及び各市・地区消防本部

○公 告

消防設備士試験の実施に関する公示について

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり公示する。

平成18年2月3日

財団法人 消防試験研究センター
理事長 白 谷 祐 二

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

試 験 日	受 付 期 間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
平成18年8月20日(日) 開始時間 9時	6月28日(水)から 7月10日(月)まで 必 着	(財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0003 松山市三番町4-10-1 愛媛県三番町ビル1階 電話 089 932 8808 受付時間 8:30~17:00	郵送又は持参

2 試験の種類別試験会場及び所在地

試験の種類	試験会場	所在地
甲種特類・甲種第1類～ 第5類・乙種第1類～第 7類 消防設備士試験	愛媛県立松山工業高等学校	松山市真砂町1

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (1) (財)消防試験研究センター 愛媛県支部
- (2) 愛媛県県民環境部管理局消防防災安全課
- (3) 愛媛県各地方局県民生活課
- (4) 松山市消防局及び各市・地区消防本部

